

府中市法定外公共物の管理に関する条例

平成 13 年 12 月 26 日

条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、市内に存する法定外公共物の管理及び利用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法定外公共物 次に掲げるものをいう。

ア 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)の適用を受けない道路及びこれに付属する定着物で、その敷地が市の所有に属するもの

イ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の適用若しくは準用又は下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)の適用を受けない水路及びこれに付属する定着物で、その敷地が市の所有に属するもの

(2) 占用 法定外公共物について次のいずれかに該当する行為を行うことをいう。

ア 工作物の新築、改築、除却等の工事を行うこと。

イ 流水水面又は敷地を占有し、及び使用すること。

ウ 流水を利用するため、これを停滞させ、又は引用すること。

エ 流水の方向、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為を行うこと。

オ 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(アからエまでに掲げる行為のため必要なものを除く。)

カ アからオまでに掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。

(行為の禁止)

第 3 条 何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 法定外公共物を損壊し、又は汚損すること。

(2) 法定外公共物に土砂、じんかい、汚物、汚水、廃棄物等を投棄すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

(占有許可等)

第4条 法定外公共物を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による法定外公共物の占有に係る市長の許可(以下「占有許可」という。)に際し、法定外公共物の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(占有許可の期間等)

第5条 占有許可の期間は、5年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、10年以内とすることができる。

(1) 法定外公共物に電柱、電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設を設置するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 占有許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、前項の占有許可の期間満了後引き続き当該占有許可に係る法定外公共物を占有しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(国等に対する特例)

第6条 国の機関又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)が法定外公共物を占有しようとするときは、占有許可を受けることを要しない。この場合において、国等は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(占有物件の管理等)

第7条 占有者は、占有許可に基づき設置した物件(以下「占有物件」という。)を適正に管理するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、占有者に対し、占有物件の管理の状況について報告を求めることができる。

(占有料の徴収)

第8条 市長は、占有許可の際、占有者から占有料を徴収する。

2 前項の占有料の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、第2条第1号アに規定する法定外公共物の占有料については、府中市道路占有料徴収条例(昭和29年9月府中市条例第36号。以下「道路占有料徴収条例」という。)第2条の規定を準用する。この場合において、同条中「道路」とあるのは「法定外公共物」と、「法第32条の許可」とあるのは「府中市法定外公共物の管理に関する条例(平成13年12月府中市条例第26号)第4条第1項の許可」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、占用料の徴収については、道路占用料徴収条例第3条から第8条までの規定を準用する。この場合において、道路占用料徴収条例第7条中「道路」とあるのは、「法定外公共物」と読み替えるものとする。

(検査を受ける義務)

第9条 占有者は、法定外公共物の占有に係る工事を完了したときは、速やかに市長の検査を受けなければならない。

(地位の承継)

第10条 占有者について相続、合併又は分割(当該占用許可の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該占用許可の全部を承継した法人は、当該占有者の地位を承継する。

2 前項の規定により占有者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(権利譲渡の制限)

第11条 占有者は、占用許可に基づく権利を他人に譲渡若しくは転貸をし、又は担保に供してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 占有者は、占有を終了したときは、法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(法定外公共物監理員)

第13条 市長は、第9条に規定する検査及び法定外公共物の適正な管理について必要な指示を行う職務を担当させるため、府中市法定外公共物監理員(以下「法定外公共物監理員」という。)を置く。

2 法定外公共物監理員は、市職員のうちから市長が任命する。

(法定外公共物管理台帳)

第14条 市長は、法定外公共物を適正に管理するため、法定外公共物管理台帳を調製しなければならない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはそ

の条件を変更し、又は行為の中止若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 国等が法定外公共物に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。

(罰則)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 3 条の規定に違反した者
- (2) 第 4 条第 1 項に規定する許可を受けないで法定外公共物を占用した者
- (3) 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に東京都から占用の許可を受けて法定外公共物を占有している者は、当該占用の許可を受けた期間が満了するまでの間は、この条例の規定による占用許可を受けた者とみなす。ただし、当該法定外公共物の占用料については、この条例の規定により納付するものとする。

別表(第8条)

法定外公共物占用料

占用種別	単位	金額
第1種 ア	占用面積1平方メートルにつき1年	1,170円
第1種 イ		780円
第2種		558円
第3種		1,170円
第4種		1,170円
第5種		360円
第6種		1,170円

備考 占用種別は、次のとおりとする。

第1種

ア 河川、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの並びに通路その他原状のまま使用することを目的とするもの(イに掲げるものを除く。)

イ 生活関連施設としての通路その他原状のまま使用することを目的とするもの

第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のために工作物の埋設を目的とするもの

第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの

第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のため電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの

第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの

第6種 前各種別に属さないもの